

「自転車の適正利用の促進 に関する協定」締結について

交通臨海部活性化特別委員会

令和2年5月13日

都市基盤整備部 資料 25 番

所管 都市基盤管理課

【締結の目的】

大田区と各企業・団体が、それぞれの特性や資源を活かして連携・協力し、交通安全の啓発、自転車盗難防止の啓発、自転車保険の情報提供等に関する施策を推進することで、交通事故の減少、自転車盗難被害の減少及び自転車保険の必要性の認識向上を図り、区内における自転車の適正利用を促進する。

【協定締結者】

次の5者と大田区により、1本の協定を締結した。

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- SBI 日本少額短期保険株式会社
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社

【協定内容】

(1) 連携・協力事項等

- ア 交通安全に関する教育・啓発
- イ 自転車の盗難防止に関する啓発
- ウ 自転車保険に関する情報提供
- エ 大田区条例及び東京都条例に関する周知・広報
- オ その他、自転車の適正利用の促進に関する各種取組み

(2) 幹事の設定

- 各社は、各社内における幹事を設定する。
- 幹事は、区との連絡調整及び各社内における事務のとりまとめを行う。

【協定締結日】

令和2年3月31日 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、締結式は開催しなかった。

【今後の展開】

新型コロナウイルス感染症に対する社会情勢等を考慮しつつ、協定締結者各社と定期的に連携・調整しながら、順次施策を行っていく。